

行政委員の報酬に係る他県の見直し状況

資料 1 - 1

平成22年12月17日時点

	見直し状況 (平成21年1月大津地裁判決以降)	検討状況
1	北海道 H21. 2議会 (収用委員)	収用以外については引き続き検討
2	青森県 H22. 2議会 (日・月併用)	
3	岩手県	
4	宮城県	
5	秋田県 H22. 9議会 (公安、教育を除き日・月併用)	
6	山形県	年度内を目途に、必要な見直しを進める
7	福島県	
8	茨城県 H22. 2議会 (収用、海区、内水面を日額)	
9	栃木県	
10	群馬県 H22. 2議会 (収用を日額)	
11	埼玉県	
12	千葉県	
13	東京都	
14	神奈川県 H22. 2議会 (公安、識見監査委員を除きすべて日額)	
15	新潟県 H21. 12議会 (収用・海区・内水面のみ日額)	当面、3委員を日額化。他は引き続き検討。
16	富山県	県の行政委員の報酬のあり方を検討する懇話会を開催(9月)し検討を開始。今年度中に結論を出す予定。
17	石川県	報酬体系のあり方を考える検討委員会を発足(10月)し、検討を開始。
18	福井県	
19	山梨県 H22. 12議会 (すべて日額)	
20	長野県	外部の有識者で構成する検討会を12月中旬に設置予定。
21	岐阜県	来年度からの適用を目指し、3月議会に向けて見直し作業中。
22	静岡県 H22. 2議会 (すべて日額)	
23	愛知県	
24	三重県	H23. 4改定予定
25	滋賀県	第三者委員会を設置。「月額制を一部残しつつ、原則日額制に見直し」とする報告書が年内に提出される予定。
26	京都府	特別職報酬等審議会の場(8月)で検討を開始。
27	大阪府	H21. 9月議会で日額化議案撤回。今後勤務実態を再度調査し、検討する予定。
28	兵庫県	
29	奈良県	
30	和歌山県	
32	島根県	検討を開始(8月)。
31	鳥取県 H22. 2議会 (選管、収用、海区、内水を日額)	
33	岡山県	
34	広島県 (P) H22. 12議会 (日・月併用)	
35	山口県	来年4月からすべての委員会を日額化する方向で検討中。
36	徳島県	検討を開始(8月)。今年度中に結論を出す予定。
37	香川県	
38	愛媛県 H22. 9議会 (公安、監査を除きすべて日額)	
39	高知県	
40	福岡県 (P) H22. 12議会 (選管、労働、収用、海区、内水を日額)	
41	佐賀県	委員の公務外で行う活動実態を調べた上で見直しを検討
42	長崎県	
43	熊本県 H22. 2議会 (日・月併用)	
44	大分県 H22. 2議会 (選管、労働、収用、海区、内水を日額)	
45	宮崎県	大分方式も含めて見直し内容を検討中
46	鹿児島県	
47	沖縄県	

・見直し済 15道県

(収用、海区、内水面を見直したところが多いが、さらに拡大している県もある。)

## 非常勤の行政委員会委員の報酬額の状況

※山梨、広島、福岡はH22.12月議会提案内容

平成22年12月17日現在

都道府県名	教育委員会		選挙管理委員会		人事委員会		公安委員会		労働委員会			監査委員		収用委員会		海区漁業調整委員会		内水面漁場管理委員会	
	委員長	委員	委員長	委員	委員長	委員	委員長	委員	会長	公益委員	労使委員	委員	議員	会長	委員	会長	委員	会長	委員
1 北海道	345,000	300,000	335,000	240,000	345,000	300,000	335,000	240,000	345,000	290,000	270,000	—	140,000	日額 27,000	日額 24,000	50,000	35,000	50,000	35,000
2 青森県	月額98,000 日額20,000	月額89,000 日額18,000	月額96,000 日額20,000	月額84,000 日額18,000	月額98,000 日額20,000	月額89,000 日額18,000	月額98,000 日額20,000	月額89,000 日額18,000	月額98,000 日額20,000	月額84,000 日額18,000	月額75,000 日額18,000	月額89,000 日額18,000	月額50,000 日額18,000	月額36,000 日額20,000	月額32,000 日額18,000	月額27,000 日額20,000	月額23,000 日額18,000	月額27,000 日額20,000	月額23,000 日額18,000
3 岩手県	189,000	171,000	189,000	171,000	189,000	171,000	189,000	171,000	189,000	166,000	151,000	227,000	96,000	189,000	171,000	57,000	45,000	28,000	25,000
4 宮城県	241,000	202,000	241,000	202,000	241,000	202,000	241,000	202,000	241,000	221,000	202,000	395,000	141,000	206,000	171,000	59,000	45,000	59,000	45,000
5 秋田県	185,000	172,000	月額70,000 日額20,000	月額57,000 日額20,000	月額70,000 日額20,000	月額57,000 日額20,000	185,000	172,000	月額70,000 日額20,000	月額57,000 日額20,000	月額51,000 日額20,000	月額37,000 日額20,000	月額37,000 日額20,000	月額68,000 日額20,000	月額30,000 日額20,000	月額11,000 日額20,000	月額 8,000 日額20,000	月額11,000 日額20,000	月額 8,000 日額20,000
6 山形県	192,000	171,000	176,000	149,000	192,000	171,000	192,000	171,000	192,000	149,000	138,000	176,000	96,000	69,900	61,500	27,900	25,100	27,900	25,100
7 福島県	241,000	210,000	241,000	210,000	241,000	210,000	241,000	210,000	241,000	200,000	181,000	400,000	137,000	151,000	127,000	81,000	66,000	56,000	44,000
8 茨城県	232,000	213,000	218,000	198,000	232,000	213,000	232,000	213,000	232,000	208,000	200,000	235,000	133,000	日額 20,000	日額 17,000	日額 20,000	日額 17,000	日額 20,000	日額 17,000
9 栃木県	194,000	177,000	194,000	177,000	194,000	177,000	194,000	177,000	194,000	177,000	158,000	194,000	116,000	103,000	83,000	—	—	日額 10,450	日額 10,450
10 群馬県	198,000	173,000	198,000	173,000	198,000	173,000	198,000	173,000	198,000	188,000	173,000	342,000	138,000	日額 23,000	日額 20,000	—	—	日額 11,000	日額 11,000
11 埼玉県	249,000	215,000	249,000	215,000	249,000	215,000	249,000	215,000	249,000	215,000	190,000	249,000	88,700	249,000	215,000	—	—	日額 24,300	日額 20,500
12 千葉県	263,000	240,000	240,000	203,000	263,000	240,000	263,000	240,000	263,000	226,000	205,000	282,000	140,000	240,000	203,000	170,000	141,000	72,000	68,000
13 東京都	530,000	433,000	530,000	433,000	530,000	433,000	530,000	433,000	530,000	472,000	433,000	433,000	240,000	530,000	433,000	日額 28,500	日額 26,600	日額 28,500	日額 26,600
14 神奈川県	日額 41,400	日額 37,600	日額 41,400	日額 37,600	日額 41,400	日額 37,600	390,000	360,000	日額 41,400	日額 37,600	日額 37,600	600,000	日額 37,600	日額 41,400	日額 37,600	日額 41,400	日額 37,600	日額 41,400	日額 37,600
15 新潟県	221,000	202,000	221,000	202,000	221,000	202,000	221,000	202,000	221,000	202,000	173,000	671,000以内	181,000	日額 23,000	日額 20,000	日額 20,000	日額 17,000	日額 20,000	日額 17,000
16 富山県	220,000	200,000	200,000	175,000	220,000	200,000	220,000	200,000	220,000	180,000	160,000	220,000	120,000	日額 17,000	日額 14,000	70,000	60,000	日額 14,000	日額 12,000
17 石川県	200,000	170,000	170,000	150,000	200,000	170,000	200,000	170,000	200,000	170,000	150,000	240,000	120,000	100,000	90,000	70,000	60,000	45,000	40,000
18 福井県	170,000	160,000	150,000	140,000	170,000	160,000	170,000	160,000	170,000	160,000	140,000	320,000	120,000	日額 14,000	日額 13,000	日額 14,000	日額 13,000	日額 14,000	日額 13,000
19 山梨県	日額 35,000	日額 31,500	日額 31,500	日額 35,000	日額 31,500	日額 12,700	日額 11,300	—	—	日額 12,700	日額 11,300								
20 長野県	282,000	197,000	191,000	151,000	227,000	197,000	245,000	192,000	245,000	197,000	165,000	245,000	114,000	日額 23,700	日額 15,600	—	—	日額 15,600	日額 12,800
21 岐阜県	189,200	163,400	189,200	163,400	189,200	163,400	189,200	163,400	189,200	163,400	146,200	202,100	133,300	94,600	86,000	—	—	日額 15,000	日額 13,000
22 静岡県	日額 38,900	日額 35,400	日額 35,400	—	日額 35,400	日額 38,900	日額 35,400	日額 38,900	日額 35,400	日額 38,900	日額 35,400								
23 愛知県	359,000	320,000	359,000	320,000	359,000	320,000	359,000	320,000	359,000	325,000	291,000	499,000	165,000	277,000	228,000	95,900	78,400	78,400	64,900
24 三重県	227,000	196,000	196,000	172,000	196,000	172,000	214,000	184,000	196,000	177,000	172,000	227,000	172,000	88,000	74,000	120,000	105,000	65,000	55,000
25 滋賀県	226,000	202,000	226,000	202,000	226,000	202,000	226,000	202,000	226,000	202,000	191,000	265,000	125,000	226,000	202,000	日額 17,600	日額 14,700	日額 17,600	日額 14,700
26 京都府	306,900	279,000	279,000	232,500	279,000	269,700	279,000	269,700	279,000	269,700	251,100	269,700	102,300	213,900	186,000	日額 14,800	日額 13,900	日額 14,800	日額 13,900
27 大阪府	365,000	310,000	365,000	290,000	365,000	310,000	365,000	310,000	365,000	290,000	230,000	425,000	230,000	365,000	290,000	97,000	82,000	49,000	36,000
28 兵庫県	330,000	290,000	330,000	290,000	—	290,000	330,000	290,000	330,000	290,000	280,000	290,000	110,000	310,000	270,000	69,000	58,000	69,000	58,000
29 奈良県	211,000	193,000	211,000	193,000	211,000	193,000	211,000	193,000	211,000	201,000	193,000	211,000	109,500	211,000	193,000	—	—	日額 13,780	日額 13,780
30 和歌山県	234,000	173,000	192,000	169,000	192,000	169,000	192,000	169,000	192,000	169,000	150,000	169,000	117,000	80,000	70,000	75,000	66,000	7,700	6,000
31 鳥取県	191,000	156,000	日額 26,000	日額 22,000	191,000	156,000	191,000	156,000	191,000	156,000	135,000	228,000	89,000	日額 26,000	日額 22,000	日額 17,000	日額 15,000	日額 17,000	日額 15,000
32 島根県	225,000	185,000	170,000	135,000	225,000	185,000	225,000	185,000	225,000	185,000	160,000	270,000	105,000	104,000	84,000	60,000	53,000	38,000	35,000
33 岡山県	227,000	184,000	184,000	147,000	227,000	184,000	248,000	201,000	227,000	184,000	168,000	259,000	108,000	108,000	88,000	65,000	56,000	42,000	37,000
34 広島県	月額122,000 日額24,400	月額117,000 日額22,200	月額117,000 日額22,200	月額143,000 日額22,200	月額106,000 日額22,200	月額122,000 日額24,400	月額106,000 日額22,200	月額63,000 日額24,400	月額53,000 日額22,200	月額37,000 日額24,400	月額32,000 日額22,200								
35 山口県	222,000	182,000	222,000	182,000	222,000	182,000	222,000	182,000	222,000	182,000	164,000	257,000	140,000	143,000	123,000	123,000	103,000	50,000	42,000
36 徳島県	195,000	185,000	195,000	185,000	195,000	185,000	195,000	185,000	195,000	185,000	180,000	385,000	133,000	195,000	185,000	56,000	50,000	38,000	36,000
37 香川県	191,000	180,000	191,000	180,000	191,000	180,000	191,000	180,000	191,000	180,000	149,000	338,000	107,000	191,000	180,000	56,000	49,000	38,000	33,000
38 愛媛県	日額 30,000	日額 27,000	日額 30,000	日額 27,000	日額 30,000	日額 27,000	200,000	180,000	日額 30,000	日額 27,000	日額 27,000	300,000	135,000	日額 30,000	日額 27,000	日額 21,000	日額 19,000	日額 21,000	日額 19,000
39 高知県	272,000	195,000	149,000	117,000	208,000	180,000	208,000	180,000	195,000	180,000	150,000	239,000	110,000	149,000	117,000	70,000	56,000	34,000	25,000
40 福岡県	284,000	246,000	日額 35,500	日額 30,700	284,000	246,000	284,000	246,000	日額 35,500	日額 30,700	日額 27,400	246,000	90,000	日額 35,500	日額 30,700	日額 35,500	日額 27,400	日額 35,500	日額 27,400
41 佐賀県	200,000	172,000	172,000	142,000	200,000	172,000	200,000	172,000	195,000	172,000	153,000	228,000	131,000	64,000	52,000	62,000	49,000	35,000	32,000
42 長崎県	237,000	198,000	237,000	198,000	237,000	198,000	237,000	198,000	237,000	198,000	179,000	214,000	179,000	104,000	86,000	70,000	60,000	54,000	44,000
43 熊本県	月額86,000 日額25,700	月額61,000 日額23,100	月額63,000 日額25,700	月額50,000 日額23,100	月額72,000 日額25,700	月額61,000 日額23,100	月額7												

## 【他県の裁判状況】

現在、以下の16都府県において、住民訴訟が提起されている。

宮城県、山形県、福島県、栃木県、東京都、新潟県、長野県、岐阜県、愛知県、滋賀県、京都府、兵庫県、奈良県、徳島県、高知県、鹿児島県

このうち、滋賀県は1審及び2審で県が敗訴し現在上告中、兵庫県は1審及び2審で県が勝訴、愛知県及び東京都は1審で県が勝訴、その他の都府県は1審係争中である。

≪滋賀県：労働、収用、選管の各委員についての訴訟≫

大津地裁判決（平成21年1月22日） 滋賀県敗訴

〔判決抜粋〕

普通地方公共団体は、法203条の2第1項所定の非常勤の職員に対しても、特別な事情がある場合には、同条2項本文の例外として、同項ただし書きに基づき、条例で特別の定めをすることにより、勤務日数によらないで報酬を支給することができるが、本件で問題となっている選挙管理委員会、労働委員会、収用委員会の各委員については、それらの委員が法律上明文の規定をもって非常勤とされている以上、上記のような例外的取扱いは、その勤務実態が常勤の職員と異ならないといえる場合に限られるというべきである。

（略）到底常勤の職員と異ならないとはいえず、法が、このような勤務実態を有する本件委員らに対し、勤務日数によらないで報酬を支給することを許しているものとは解されない。

大阪高裁判決（平成22年4月27日） 滋賀県敗訴

〔判決抜粋〕

法203条の2第2項は、同条第1項所定の非常勤職員に対する報酬はその勤務日数（勤務量）に応じて支給するとの同条2項本文の原則は堅持しつつ、そのただし書において、各地方公共団体の議会が制定する条例をもって特別な定めをすることができることを認めたものであるところ、本件ただし書に実体的な要件は規定されていないから、原則的には、本件ただし書によって条例で特別の定めをするかどうかは議会の裁量にゆだねられていると解するのが相当である。

（略）本件ただし書を適用して条例で特別な定めをするかどうかは、地方公共団体の議会が、本件ただし書の趣旨目的を踏まえて、対象となる非常勤職員の職務内容及び勤務態様等の具体的事情を考慮し、月額報酬制等をとるのを相当とするような特別な事情があるかどうかを判断して、裁量によりこれを決するものということになる。

（略）非常勤の本件委員らについて月額報酬制を採用している本件規定に係る議会の判断が裁量の範囲を逸脱して違法でないかどうかは、このような社会情勢の大きな変化を前提としつつ、当該職務の内容・性質や勤務態様、地方の実情等に照らし、法203条の2第2項本文の日額報酬制の原則によらずに月額報酬制をとるのを相当とするような特別な事情があるかどうかを検討し、もって本件規定が同条項本文の原則に矛盾抵触して著しく妥当性を欠く状態になっているかどうか、そしてそのような状態が相当期間内に是正されていないといえるかどうかによってこれを決すべきものと考える。

(略) (採用委員会の委員について) これらの勤務実日数をみる限り、勤務の実情について月額報酬制をとることが相当な特別の事情があるとみることが困難と思われる。また、本件証拠上、控訴人が主張する裁量の要素で、既に述べたほかに、月額報酬制をとるの相当との判断を基礎づけるに足る具体的事実を認めることはできない。

(略) (選挙管理委員会委員長について) 勤務は1か月に1週間程度であってそれなりの負担であり、計算による1日当たりの金額も著しく不合理なものでもないとの判断もあり得るといえる。そこで、不当ではなく、裁量の範囲を逸脱して違法かどうかという観点からは、同委員長について現在の月額報酬制をとる本件条例中の本件規定が、法203条の2第2項本文の日額報酬制の原則と矛盾抵触して著しく妥当性を欠く状態になっているとは直ちに断じたいというべきである。

(略) 滋賀県選挙管理委員会委員長を除くその他の本件委員らについて本件規定が採用している月額報酬制は、現時点では法203条の2第2項本文の原則に矛盾抵触して著しく妥当性を欠く状態となっており、その状態が少なくとも平成15年度以降継続し、既に是正のために必要な相当期間が経過しているものと認められる。したがって、本件規定は、許された裁量の範囲を逸脱して違法、無効というべきである。

しかし、滋賀県選挙管理委員会委員長については、月額報酬制をとる本件条例中の本件規定が、現時点で法203条の2第2項本文の原則に矛盾抵触して著しく妥当性を欠く状態になっているとは直ちに断じ難く、いまだ議会の裁量の範囲内にとどまっているものというべきである。

## 《兵庫県：すべての行政委員についての訴訟》

### 神戸地裁判決（平成22年4月27日） 兵庫県勝訴

[判決抜粋]

職務の内容及び性質等に照らし、登庁して会議等に参加する以外にも、通常、勤務時間として把握し切れない機会に職務遂行のため諸々の調査研究を行うなど役務を提供していると見るべき場合が相当程度あるのであれば、勤務日数のみでは提供した役務の質を的確に評価できないものとして、報酬を月額制又は年額制とすることに合理性があるといえる。

(略) 非常勤職員の種類ごとに個別に規定することが立法技術的に容易ではなく、むしろ、各普通地方公共団体の議会がその実情も踏まえて判断することが相当と考えられたため、非常勤職員一般について、非常勤という共通項に着目して報酬日額制を原則とする体裁を採ったと解されるから、同項の規定から、直ちに行政委員会の委員につき日額制以外の報酬支給方法が許される余地は少ないということはず、上記のとおり、その判断は、原則として普通地方公共団体の議会の裁量に属するというべきである。

(略) 公正性や中立性を確保するため、法令により、任期中を通じて、一定の活動の制限や服務上の義務が課されている者がいることが認められるほか、本件各委員らの中には、委員会の会議（定例会議及び臨時会議を含む）の出席以外にも、その活動として、県議会への出席のほか、委員会活動に関連する公式・非公式の各種行事などに出席している者、及び委員会の会議の開催前後に資料や議案の検討に相当の時間を割いている者等がいることが窺える。したがって、本件における原告らの主張及び当事者双方の立証による限り、兵庫県議会が、本件各委員らについて、委員会の会議等への出席日数という勤務日数に応じて報酬を支給するよりも月額報酬を支給することが相当と判断し、本件条例2条、別表第1を制定したことが立法裁量の範囲を逸脱又は濫用したものであるということはない。

### 大阪高裁判決（平成22年11月4日） 兵庫県勝訴

[判決抜粋]

行政委員会の委員の報酬については、従来、条例で月額報酬制を採用していた普通地方公共団体が全国的にみてほとんどであって、現時点においてかかる取扱いの実情が大幅に変化したとの事情もうかがわれないこと、月額報酬制を採用した条例の定めが法203条の2第2項の趣旨に違反し違法とした裁判例は、平成21年1月22日に大津地方裁判所で言い渡された判決が初めてであること、同条項の法律解釈につき同判決と異なる見解も存在し、その見解にも相応の根拠のあることがそれぞれ認められる。

(略) 法203条の2第2項ただし書所定の特別の定めをどのような場合に条例で定めるかは、条例を制定する普通地方公共団体の議会の裁量判断に委ねられていると解され、当該非常勤職員の職務の性質、内容及び勤務の態様等に照らし、勤務日数によらずに報酬を支給することが著しく不合理であるといった事情がない限り、月額報酬制を条例で定めること自体が上記裁量権の範囲を超え又はそれを濫用したものとして違法、無効となるとはいえないというべきである。

(略) 本件各委員らは、普通地方公共団体の長の部局から職務上独立して事務を管理し及び執行する執行機関たる行政委員会を構成する者であり、その職務の性質、内容及び勤務の態様が原判決の認定するとおりであることのほか、上記補正のとおり、法203条の2第2項の規定に関する改正経緯、行政委員会の委員の報酬についての他の普通地方公共団体における取扱いの実情等にも照らせば、本件各委員らの勤務実日数及び委員会活動の1回当たりの平均時間が控訴人らの上記主張のとおりであること、さらに、普通地方公共団体の財政をめぐる昨今の社会的な情勢の変化を考慮したとしても、本件条例2条が、法203条の2第2項が普通地方公共団体の議会に与えた裁量権の範囲を超え又はこれを濫用したものとして違法、無効であるとは認めることができない。

## 《愛知県：監査委員以外の行政委員についての訴訟》

名古屋地裁判決（平成22年7月15日） 愛知県勝訴

[判決抜粋]

(教育、公安、選管、人事、労働については却下。収用、海区、内水面について本案審理)

いかなる場合に日額制以外の方法による報酬を支給するかは、条例制定権限を持つ議会の広範な裁量にゆだねられているものと解するのが相当である。もともと、(略) どのような職種の非常勤職員に対しても日額制以外の方法による報酬支給が認められると解することはできず、その職種の職務の内容及び勤務の態様に照らし、日額制以外の方法による報酬支給が相当と認められる職種に限られるというべきである。しかし、上記のとおり、条例制定は議会の広範な裁量事項であり、地方自治法の解釈においても地方公共団体の自主立法権を尊重するべきであるから、議会の判断は原則として尊重されるべきであり、同法203条の2第2項ただし書に基づく条例が当該ただし書によって議会に与えられた裁量権の範囲を逸脱したものであるというためには、当該非常勤職員の職務の内容及び勤務の態様に照らし、明らかに日額制以外の方法による報酬支給が不相当であると認められる場合に限られるというべきである。

(略) 本件3委員会（収用委員会、海区漁業調整委員会、内水面漁場管理委員会）の委員の職責や勤務の態様は、行政委員会の委員ではない他の非常勤の職員とは大きく異なるものであり、その勤務量を勤務日数のみによって量ることはできない面があることから、その報酬の支給方法についても、必ずしも日額制を採用しなければならぬとまではいえず、本件3委員会の委員の報酬について月額制を採用したことが、議会に与えられた裁量権の範囲を逸脱し、又はこれを乱用したものとは認められない。

《東京都：選挙管理委員会の委員についての訴訟》

東京地裁判決（平成22年9月30日） 東京都勝訴

[判決抜粋]

このように、東京都選挙管理委員会が管理及び執行すべきものとされている事務は、相当程度に広範であり、かつ、専門性が高いものといえることができる。

本件各委員は、(中略)、その内容においてもその性質等においても多様なそれらの職務を受けて、そのときどきにおける勤務の態様等も異なるものといえることができ、上記のような東京都選挙管理委員会の事務の管理及び執行について最終的な責任を負うものである。

このような本件各委員の職務の内容や勤務の態様等を考慮すると、本件各委員に対する報酬について、単に会議に出席するなどした日数に応じて支給するといった方法によることが常に必ず具体的実情に沿うものとまでは断じ難く、上記の日数によって一律には評価し尽くせない事由もあるとして、東京都議会において、月額をもって定めた報酬を支給するものとしたとしても、そのような判断をもって裁量権の範囲を逸脱し、又はこれを濫用したものであるとまでは直ちには認め難い。